

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成30年8月20日（月） 午前9時00分から午前9時19分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（15人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 0人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、平成30年8月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>
事務局長	

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 4 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 1 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。申請者は現在、申請地から離れた住所地に住んでおり、高齢のため農地を耕作することができず、息子も農業の経験は無く農地の管理に困っておりましたところ、太陽光発電事業をしてはどうかとの話があり、周辺農地や集落への影響も極めて少ないことから、今般の申請にて自分が所有する申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。</p> <p>計画では、288 枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては中心に雨水が集まるよう整地し、自然浸透させる計画です。</p> <p>以上、1 件につきましては、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 1 3 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 1 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 1 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 7 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

《事務局説明》

(1番と2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、愛西市内で美容室を営んでいます。業績も順調で、お客様は年々増加しており、現在の店舗設備では対応できずに、やむなくお断りすることも増えているため、事業を拡大する必要にせまられております。幹線道路沿いで土地を探していたところ申請地を確保することができましたので、今般の申請にて申請地を買い受け店舗及び駐車場として利用する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの3人で生活しております。子どもの成長に伴い家財道具も増え大変手狭なため、今般の申請にて祖母の所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの6人で生活しております。子どもの成長に伴い家財道具も増え大変手狭なため、今般の申請にて父の所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの4人で生活しております。子どもの成長に伴い家財道具も増え大変手狭なため、今般の申請にて父の所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、東京都に本社を置き、コンビニエンスストアを全国に展開しています。コンビニ市場は成熟期に入り、市場が頭打ちの状態であり、新たなサービスや商品を揃えないと生き残れない状況にあります。申請地にあるコンビニエンスストアは、平成15年に営業を開始し地域の皆様にご利用いただいておりますが、開店から15年が経過しており、コンビニエンスストアの駐車場の規格を満たさなくなったため、今般の申請にて駐車場を拡張する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、稲沢市などの貸教室で、シャンソンやタンゴ教室を開講しています。今年6月に申請地に自宅を購入し、7月から自宅でもシャンソン教室を開講したところ受講生が多く敷地内の駐車場では駐車場が不足している状態です。今般の申請にて、自宅に隣接する農地を駐車場、駐輪場、進入路として利用する計画です。

以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第14号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から2番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>以上、2件、4筆の農地利用集積計画を受付けました。</p> <p>公告年月日は平成30年8月31日、契約開始年月日は平成30年9月1日です。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条3項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第5号 について説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から11番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、11件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、4件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、理由、備考を朗読説明) 以上、2件の合意解約の通知を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9時19分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成30年8月20日

会 長 日 永 照

議事録署名者

議席番号 13番委員 山 田 真 弘

議事録署名者

議席番号 14番委員 清 水 利 泰